

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十五年内閣府令第七十二号）（新旧対照条文）

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

	改正後	改正前
<p>（安全運転管理者等の要件）</p> <p>第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十七条、法第七十七条の二、法第七十七条の二の二（第七号及び第十一号を除く。）、法第七十七条の三の二、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（安全運転管理者等の要件）</p> <p>第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十七条、法第七十七条の二、法第七十七条の二の二（第五号を除く。）、法第七十七条の三の二、法第七十七条の四第二号若しくは第三号、法第一百八条第一項第四号若しくは第五号、法第一百九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第一百九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者</p> <p>2 （略）</p>	

(免許申請書)

第十七条 (略)

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付(第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示)しなければならない。

一 (略)

二 免許申請者が東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第二条第三項に規定する避難住民である場合にあつては、同条第一項に規定する指定市町村の長が発行する同法第四条第一項の避難場所を証明する書類

三 九 (略)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第八号に掲げる書類を提示することを要しない。

(免許申請書)

第十七条 (略)

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付(第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示)しなければならない。

一 (略)

二 八 (略)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付し又は同項第二号及び第七号に掲げる書類を提示することを要しない。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		読み替える字句	読み替えられる字句
第九條の九第一項	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		読み替える字句	読み替えられる字句
第九條の九第一項	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

